

議案第 81 号

箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例の制定について

箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 29 年 12 月 5 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）の改正により、国家戦略特別区域限定保育士が規定されている条文の繰り下げが行われたことに伴い、箱根町立宮城野保育園、放課後児童健全育成事業所等国家戦略特別区域限定保育士を置く現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

## 箱根町立宮城野保育園条例等の一部を改正する条例

(箱根町立宮城野保育園条例の一部改正)

第1条 箱根町立宮城野保育園条例(昭和32年箱根町条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

(箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 箱根町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年箱根町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

(箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年箱根町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「第12条の4第2項」を「第12条の5第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。